

別記様式第1号(第四関係)

道の駅やちよ周辺地区活性化計画

千葉県八千代市

令和7年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	道の駅やちよ周辺地区活性化計画						
都道府県名	千葉県	市町村名	八千代市	地区名(※1)	道の駅やちよ周辺地区	計画期間(※2)	令和6年度～令和8年度

目 標 : (※3)

道の駅やちよを拠点として、道の駅やちよ周辺地区の活性化を図るため、道の駅やちよ・八千代ふるさとステーションの拡張(老朽化・機能不足・狭隘化の改善等)を行い、合わせて、実施している農畜産に関する各種体験事業(収穫体験・酪農体験等)やイベント等を拡充し、当該事業を農家・市内キャンプ場等と結び、グリーンツーリズムの促進・交流人口の増加を図る。さらに、地区農産資源を活用した新商品開発を進め、さらなる賑わいの創出を図り、新たな来館者の確保に繋げ、農村地域の関連所得の増大・活性化[農産物販売数増→所得の増加→農業・酪農の継続・新たな担い手の確保]を目指す。

グリーンツーリズムについては、八千代市観光振興計画に「グリーンツーリズムコンテンツの推進」及び「道の駅やちよ周辺エリアの交流人口の増加策の推進」等を位置づけており、当該施設の農業体験事業等を市内キャンプ場や宿泊施設等と繋げ、宿泊客に自然、文化、人々との交流を提供する。さらに、道の駅やちよの販売農家と協議を行い、新たな受入れ体制の促進を図る。

具体的な目標として以下の3点を掲げる。

- ① レジ通過者数過去3年間(令和4・3・2年度)の平均488,133人(地域外)と各種講座参加者過去3年間(令和4・3・1年度 ※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、講座等の開催数が著しく少ないことから、平均値に使用しない。)の平均8,506人(地域外)を合わせた496,639人を581,368人(年間84,729人増)とする。
- ② 道の駅やちよ・八千代ふるさとステーションの各店舗(農産物直売所、農産物加工販売施設)の計画期間前過去3年間(令和4・3・2年度)の平均売上高721,444千円から、当該施設整備による事業効果発現後(令和9・10・11年度)における目標売上高を年間売上高平均844,979千円(年平均増額123,535千円)とする。
- ③ 当該地区の農産資源を活用した新たな商品開発を年間3件(令和9年:3件, 令和10年:3件, 令和11年:3件)行う。

目標設定の考え方

地区の概要:

本計画の対象である道の駅やちよ周辺地区は、市の北東部、市の中央を流れる新川に隣接する地域であり、八千代市第5次総合計画において自然環境保全エリアに位置づけられ、水田や畑、樹林地が広がるほか、谷津・里山が見られるなど、緑豊かな自然環境に恵まれた地域である。

他方で、当該地区においても、農家の全体数は減少傾向にあり、かつ、後継者不在となる農家も少なからず存在する。本地域の農業経営を考える中で上位の課題となっている。

また、当該地区にある道の駅やちよは、湾岸人口密集地域や船橋市などの中核都市との良好なアクセスや、緑豊かな自然環境という地の利を活かし、全国の先駆けとなる農産物直売や農産加工品の展示販売、体験型農園等を通じて、農産物生産者と都市住民とのふれあいの場を創出し、平成9年7月の開設以来、順調に来館者が増加、平成19年度には81万人を超えるなど、農産物生産者と地区外の方との交流施設として、道路利用者はもとより、市民にも愛され、市民の農業への理解と関心や農産物生産者の経営意欲の向上を図る等の役割を担ってきた。

しかしながら、当該施設は開設から約26年が経過し、先行道の駅が故の施設の機能不足・狭隘化・老朽化が顕在化するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響や道の駅やちよを取り巻く環境の変化などから、近年の来館者数は減少傾向にある。さらなる道の駅来館者の確保や活性化は、地域農業の活性化の面からも、急務である。

加えて、令和3年6月に防災道の駅に選定されたことを受け、令和3年度には、学識経験者を会長とし、市、民間有識者及び関係機関等からなる「防災道の駅やちよ整備検討会」を立ち上げ、「防災道の駅やちよ整備コンセプト」及び「防災道の駅やちよ整備計画」を策定。整備にあたっては、単なる防災施設の強化整備のみでなく平常時の道の駅やちよのさらなる賑わいを創出し、平常時と災害時ともに拠点として機能するような整備を目指すこととした。

現状と課題

課題① 快適空間の確保及び地域農産物販売面積の拡充

新型コロナウイルス感染症拡大等の影響下においても、道の駅やちよの直売所では、毎日開館時間前に行列が生じるなど、販売額は一定程度維持している。しかしながら、平成9年に開設した施設は老朽化・機能不足が著しいことや、新型コロナウイルス対策のソーシャルディスタンスの確保が困難な状況のため、施設空間の整理・拡大(快適空間の確保)が急務となっている。地域農産物販売面積についても、農産物の種類の増加等に伴い、狭隘化しているため拡充が必要である。

課題② 農畜産関連イベント等の拡充(現在取り組んでいる農畜産業に関する各種体験のさらなる推進と楽しさの周知)

市全体としても、農業・酪農家の高齢化や労働力不足や、耕作放棄地の増加、後継者不在の経営耕地が半数を占める状況にある。こうした中、道の駅やちよは、農畜産関係者等の相互交流や農業知識・技術の向上を図ること等を目的に運営されており、当市の第5次総合計画等において、道の駅を拠点とした施策が位置付けられている。これらの現状を踏まえ、道の駅やちよを中心とした農畜産関連イベント等の拡充により、交流人口の拡大、特産品のPR(調理方法・美味しい食し方、農産物の旬などを身近に感じる。)及び新たな担い手の確保などを図っていく必要がある。

課題③ さらなる来館者の確保・農村地域の関連所得の増大(道の駅やちよのさらなる賑わい(価値と楽しさの周知)+出荷販売数拡大など→所得の増大→新たな担い手)

来館者数の減少などの影響により、農作物等の販売額が減少傾向にあることなどから、当該地区農産業の強み・価値(安全・新鮮・美味しいなど。)の情報発信や、新たな商品の開発などにより、さらなる来館者を確保し、農村地域の関連所得の増大を図る必要がある。(農業・酪農の継続、新たな担い手の確保)

今後の展開方向等(※4)

当該地区の活性化を図るため、道の駅やちよ・八千代ふるさとステーションの拡張(老朽化・機能不足・狭隘化の改善等)、農畜産関連イベント等の拡充(農畜産業に関する各種体験の更なる推進・交流人口の増加)及び地域農産資源を活用した新商品開発(農村地域の関連所得の増大)を行う。農産物販売数増→所得の増加→農業・酪農の継続・新たな担い手の確保を目指す。

現在の施設に内在する施設の老朽化、機能不足、農産物販売場所等の狭隘化の改善・施設空間の整理・拡大を行い改善を図るとともに、さらなる来館者の確保などを図るため、農畜産関連イベント等を拡充し、現在取り組んでいる農畜産に関する各種体験の更なる推進と楽しさの周知を図る。

農畜産関連イベント等については、農業体験事業、農業情報の提供等に関する事業、農業ボランティア推進事業及び農業研修会事業(料理教室・農作物フェア等)を拡充し、交流人口の拡大・農産物の販売促進・新たな担い手の確保を図る。特に特産品のPR(調理方法・美味しい食し方、農産物の旬などを身近に感じる。)に力をいれ実施する。合わせて地域農産資源を活用した加工の取組推進等により新商品を開発し、さらなる来館者の確保及び農村地域の関連所得の増大を図る。

なお、グリーンツーリズムについては、八千代市観光振興計画に「グリーンツーリズムコンテンツの推進」及び「道の駅やちよ周辺エリアの交流人口の増加策の推進」等を位置づけており、当該施設の農業体験事業等を市内キャンプ場や宿泊施設等と繋げ、宿泊客に自然、文化、人々との交流を提供する。さらに、道の駅やちよの販売農家と協議を行い、新たな受入れ体制の促進を図る。

当該活性化計画区域に沿って流れる新川については、広域の水辺利用の促進等を図るための「印旛沼・印旛放水路かわまちづくり計画」に基づき、道の駅やちよに隣接する川辺の水辺拠点整備を進めており、これらの整備との相乗効果が期待できる。

さらに、道の駅やちよが、令和3年6月に国土交通省の「道の駅」第3ステージの取組である「防災道の駅」に選定されたことに伴い、道の駅やちよにおいて防災倉庫・防災トイレや国道16号とのアクセス強化、駐車場改修等の整備が行われる予定であり、これらの整備は、道の駅やちよの活性化や賑わいの創出に期待できる。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、3年から5年程度の期間を限度として記載する。なお、農用地保全事業により農用地等の省力的かつ簡易な管理又は粗放的な利用を行う等の場合にあっては、地域の実情に応じた期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニ・ホの別(※3)	備考
八千代市	道の駅やちよ周辺地区	地域資源活用総合交流促進施設(㊟地域連携販売力強化施設)	八千代市	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
八千代市	道の駅やちよ周辺地区	農業体験事業	八千代市(指定管理者)	無	
八千代市	道の駅やちよ周辺地区	農業情報の提供等に関する事業	八千代市(指定管理者)	無	
八千代市	道の駅やちよ周辺地区	農業ボランティア推進事業	八千代市(指定管理者)	無	
八千代市	道の駅やちよ周辺地区	農業研修会事業(料理教室・農作物フェア等)	八千代市(指定管理者)	無	

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
八千代市	道の駅やちよ周辺地区	防災道の駅八千代ふるさとステーション防災倉庫整備事業	八千代市	

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、交付金交付に係る実施要領に記載されている交付対象事業の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニ・ホの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニ・ホのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

道の駅やちよ周辺地区(千葉県八千代市)	区域面積(※2)	561.5
区域設定の考え方(※3)		
<p>①法第3条第1号関係: 本市において、島田・米本・神野と呼称されている地域のうち米本団地等が存在する市街化区域を除いた市街化調整区域の面積561.5haを区域面積とした。 当該区域のうち、農林地の面積は、465.1haであり、これは当該区域の総面積の約83%を占め、また、本市の統計調査等によると当該地区全体の人口が3,145人であるのに対し、同地区の販売農家の人口は209人であるので、約6.6%になり、当該地区は農業が重要な事業となっている地域である。 出典:1 区域面積:農林業センサス 農業集落境界データ(平成27年),市資産税課保有の地番一覧表(令和5年1月1日時点) 2 対象区域の人口:住民基本台帳地区別人口集計表(令和2年3月末現在) 3 対象区域の販売農家の人口:農林業センサス 10世帯員の状況(個人経営体)(1)年齢階層別世帯員数(令和2年)</p>		
<p>②法第3条第2号関係: 本市の人口は平成15年から令和5年までの間に約16.5%増加しているのに対し、当該地区の人口は約11.2%増となっている。市全体の人口に対する当該地区の人口比については平成15年は約1.55%であったのに対し、令和5年は約1.48%と概ね同じであり、市全体と同様となっている地域である。しかしながら、平成17年と令和2年の当該地区の販売農家数を比較すると509人から209人と約58.9%の減少となっている。 本事業により、道の駅やちよの農産物販売施設の拡充等を行うことにより、販売機会の拡大・地域産物の販売額の増加が図られ、併せてイベント等への市外からの参加者の増加・交流人口の増が見込めることから、地域及び農業の活性化に寄与するものとする。</p>		
<p>③法第3条第3号関係: 米本と呼称されている地域には、都市計画法に基づく用途地域及び既に市街地を形成している地域として米本団地等が存在する地域があるが、道の駅やちよ周辺地区の区域にこれを含んでいない。</p>		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 活性化事業の実施に関する事項

(注) 農地法、農振法、都市計画法の特例措置を必要とする場合に記載すること。

(注) 権利の移転等を伴う農地転用等の場合には、「10 農林地所有権移転等促進事業に関する事項」に記載し、別途「所有権移転等促進計画」を作成すること。

1 活性化事業の用に供する土地に関する事項(※1)

土地番号	土地の所在	地番	地目		面積	土地利用区分(※2)		特例措置(※3)	備考
			登記簿	現況		農用地区域の内外	市街化調整区域の内外		
①									
②									
③									

該当なし

2 施設の整備の内容

施設番号	種別(※4)	施設の種類	(当該施設が農振法上の農用地等に該当する場合は○)	規模・用途等(※5)	土地番号 (土地の所在)(※6)	備考
①						
②						
③						

【記入要領】

※1 活性化事業の用に供する土地について記載すること。

※2 活性化事業の用に供する土地の一部又は全部が農用地区域内に存する場合には、「農用地区域の内外」欄に「○」を記載すること。
また、活性化事業の用に供する土地の一部又は全部が市街化調整区域内に存する場合には、「市街化調整区域の内外」欄に「○」を記載すること。

※3 「特例措置」の欄には、農山漁村活性化法の規定により適用を受ける特例措置の法律名及び条項を記載すること。具体的には、「農地法第4条第1項」、「農振法第15条の2第1項」、「都市計画法第29条第1項」又は「都市計画法第43条第1項」のいずれか該当するものを記載すること。

※4 「種別」には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。

※5 「規模・用途等」には、建築面積及び施設の使用目的を記載すること。

※6 「土地番号(土地の所在)」は「1 活性化事業の用に供する土地に関する事項」の対応する「土地番号」を記載すること。

5 活性化事業の用に供するため農地を農地以外のものにする場合の記載事項

(注) 農地法第4条に係る特例措置を必要とする場合に記載すること。また、「(別添1) 農地法の特例措置」を添付すること。

1 概要

転用の時期(※1)	
転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要(※2)	

該当なし

2 省令第7条各号の要件に該当する旨及びその理由

(注) 省令第7条第1号に該当する旨及びその理由のみ記載すればよい。

(注) 農用地区域からの除外を要さない場合、記載は不要である。

「4 活性化事業の実施に関する事項」に記載した土地のうち、土地番号①について(※3)

	規則第7条第1号に該当すると判断した理由
規則第7条第1号イ	
規則第7条第1号ロ	
規則第7条第1号ハ	
規則第7条第1号ニ	
規則第7条第1号ホ	
規則第7条第1号ヘ	(1)
	(2)
規則第7条第1号ト	

3 その他参考となるべき事項

--

【記入要領】

※1 「転用の時期」には、「(別添1)農地法の特例措置」の3の(3)の記載事項を簡潔に記載すること。

※2 「転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要」には、「(別添1)農地法の特例措置」の5の記載内容を転記すること。

※3 当該活性化事業の用に供する土地毎に記入することとし、「4 活性化事業の実施に関する事項」の土地番号との整合を図ること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 当該活性化事業の用に供する土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書(全部事項証明に限る。)
- (2) 当該活性化事業により施設の整備を行う場合にあっては、当該施設及び当該施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
- (3) 当該活性化事業の用に供する土地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があったことを証する書面
- (4) 当該活性化事業の用に供する土地が農用地区域内の土地であるときには、そのことを明らかにする図面
- (5) 当該活性化事業の用に供する土地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書(意見を求めた日から三十日を経過してもなおその意見を得られない場合には、その事由を記載した書面)
- (6) その他参考となるべき書類

※ 都道府県知事等の同意手続が無い場合(指定市町村が活性化計画を作成する場合、都道府県が活性化計画を作成する場合(指定市町村と共同で活性化計画を作成しない場合を除く。))にも特例を講じるために必要な書類であることから、同意に際して提出する必要はないが、用意すること。

6 活性化事業の用に供するため開発行為(農振法第15条の2第1項)を行う場合の記載事項

1 活性化事業の用に供する土地を農用地等以外の用に供する場合の記載事項

(1) 「4 活性化事業の実施に関する事項」に記載した土地のうち、土地番号①について(※1)

		規則第7条第1号に該当すると判断した理由
規則第7条第1号イ		該当なし
規則第7条第1号ロ		
規則第7条第1号ハ		
規則第7条第1号ニ		
規則第7条第1号ホ		
規則第7条第1号へ	(1)	
	(2)	
規則第7条第1号ト		

(2) その他参考となるべき事項

--

2 活性化事業の用に供する土地を農用地等の用に供する場合の記載事項

(注) 農振法第15条の2第1項に係る特例措置を必要とする場合に記載すること。また、「(別添2) 農振法の特例措置」を添付すること。

1 工事予定年月日	着手 年 月 日 ~ 完了 年 月 日
2 農用地等としての利用を困難にしないための措置の概要(※2)	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; display: inline-block;">該当なし</div>
3 防災措置の概要(※3)	
4 その他参考となるべき事項	

【記入要領】

- ※1 当該活性化事業の用に供する土地毎に記入することとし、「4 活性化事業の実施に関する事項」の土地番号との整合を図ること。
- ※2 「農用地等としての利用を困難にしないための措置」欄には、開発行為後の土地農用地等の用に供する場合にあって、農用地等としての利用を困難にしないための措置の概要を記載すること。
- ※3 「防災措置の概要」欄には、活性化事業に係る開発行為により周辺の農用地等に土砂が流出し又は崩壊する等により災害を発生させるおそれがある場合に、それを防止するための措置を記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 当該開発行為を行う土地の位置及び付近の状況を明らかにした図面
- (2) 当該開発行為が建築物その他の工作物の新築、改築又は増築である場合にあっては、当該開発行為を行う土地における当該建築物その他の工作物の位置を明らかにした図面。
- (3) その他参考となるべき書類

7 都市計画法に関する記載事項(農林漁業等振興等施設整備事業に関する事項)

(注) 特定開発行為若しくは建築行為等(法第5条第11項)に対し、都市計画法に係る特例措置を必要とする場合に記載すること。

また、「(別添3) 都市計画法の特例措置」を添付すること。

(注) 特定開発行為若しくは建築行為等を行う者から都道府県知事への許可申請が別途必要であることに留意すること。

1 特定開発行為を行う場合の概要

開発区域に含まれる土地(※1)	
開発区域の面積	平方メートル
開発の目的、予定建築物の用途	
工事予定年月日	着手 年 月 該当なし 日

2 建築行為等を行う場合の概要

建築物の種別(※2)	
建築物を建設しようとする土地、用途の変更しようとする建築物の存する土地の所在(※3)	
建設しようとする建築物、用途の変更後の建築物の用途	
工事予定年月日	着手 年 月 日 ~ 完了 年 月 日

【記入要領】

※1 開発区域内の土地の土地番号(4 活性化事業の実施に関する事項の土地番号)を全て記載すること。

※2 建築物の新築、改築、用途の変更の別を記載すること。

※3 該当する土地の土地番号(4 活性化事業の実施に関する事項の土地番号)を全て記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

(1)当該農林漁業団体等(個人である場合を除く。)の定款又はこれに代わる書面

(2)当該農林漁業団体等の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書

(これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類)

(3)特定開発行為を行う場合には、

① 開発区域(開発行為をする土地の区域)の位置を表示した地形図

② 現況図(a 地形、b 開発区域の境界、c 開発区域内及び開発区域の周辺の公共施設を表示したもの)

③ 土地利用計画概要図(a 開発区域の境界、b 公共施設の位置及びおおむねの形状、c 開発行為に係る建築物の敷地のおおむねの形状を表示したもの)

④ その他参考となるべき書類

(4)建築行為等を行う場合には、

① 付近見取図(方位、建築行為等に係る建築物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の公共施設を表示したもの)

② 敷地現況図(建築行為等に係る建築物の敷地の境界及び当該建築物の位置を表示したもの)

③ その他参考となるべき書類

※ 都道府県知事等の同意手続が無い場合(指定都市等が活性化計画を作成する場合、都道府県が活性化計画を作成する場合(指定都市等と共同で活性化計画を作成しない場合を除く。))にも特例を講じるために必要な書類であることから、同意に際して提出する必要はないが、用意すること。

8 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所			

該当なし

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ニ)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

9 多面的機能発揮促進事業に関する事項

組織名: _____ (※1)

1 多面的機能発揮促進事業の目標

(1) 現況

--

(2) 目標

<table border="1"><tr><td style="padding: 10px;">該当なし</td></tr></table>	該当なし
該当なし	

2 多面的機能発揮促進事業の内容

(注) 実施する多面的機能発揮促進事業のうち、農用地保全事業に該当する内容のみを記載すればよい。

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域(省令第2条第5号口に関する事項)

① 種類(実施するものに○を付すること)

1号事業	
<input type="checkbox"/>	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成20年法律第78号。以下「多面法」という。)第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動 (農地維持支払交付金)
<input type="checkbox"/>	多面法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動 (資源向上支払交付金)
<input type="checkbox"/>	2号事業(中山間等地域等直接支払交付金)
<input type="checkbox"/>	3号事業(環境保全型農業直接支払交付金)

② 実施区域

--

(2)活動内容等

① 省令第2条第5号ハの事業(多面法第3条第3項1号の事業)

1)事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

--

2)活動の内容

イ 多面法第3条第3項第1号イの活動(※2)

--

ロ 多面法第3条第3項第1号ロの活動(※3)

--

該当なし

② 省令第2条第5号ニの事業(多面法第3条第3項2号の事業)

1)農業生産活動の内容(※4)

--

2)農業生産活動の継続的な実施を推進するための活動(※5)

--

③ 省令第2条第5号ホの事業(多面法第3条第3項3号の事業)

1)自然環境の保全に資する農業の生産方式の内容(※6)

--

2)1)の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動内容(※7)

--

3 省令第2条第5号ホに関する事項(多面的機能発揮促進事業の実施期間)(※8)

--

【記入要領】

- ※1 組織毎に作成すること。
- ※2 多面的機能支払交付金実施要綱別紙1の第5の2の活動計画書のⅡの「3. 活動の計画」の「(1)農地維持支払」に記載する内容を簡潔に記載すること。
- ※3 多面的機能支払交付金実施要綱別紙1の第5の2の活動計画書のⅡの「3. 活動の計画」の「(2)資源向上支払(共同)」及び「(3)資源向上支払(長寿命化)」に記載する内容を簡潔に記載すること。
- ※4 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式1の集落協定「第3 協定対象となる農用地」に記載する内容を簡潔に記載すること(集落協定に基づく活動を行う場合)。□中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式6の経営規模及び農業所得調書の「1 経営規模」に記載する内容を簡潔に記載すること(個別協定に基づく活動を行う場合)ただし、交付金額に係る記載は不要。
- ※5 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式1の集落協定「第4 集落マスタープラン」、「第5 農業生産活動等として取り組むべき事項」、「第8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」及び「第9 加算措置適用のために取り組むべき事項」に記載する内容を簡潔に記載すること(集落協定に基づく活動を行う場合)。中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式7の「協定農用地の概要」に記載する内容を簡潔に記載すること(個別協定に基づく活動を行う場合)。
- ※6 環境保全型農業直接支払交付金交付等要領の共通様式第3号の別紙の第2の1の(2)の活動計画書Ⅳの「1 自然環境の保全に資する農業の生産方式」に記載する内容を簡潔に記載すること。
- ※7 環境保全型農業直接支払交付金交付等要領の共通様式第3号の別紙の第2の1の(2)の活動計画書Ⅳの「3 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動の内容」に記載する内容を簡潔に記載すること。

(添付資料)

- (1)多面法第3条第3項第1号に規定する事業を行う場合は、「多面的機能支払交付金実施要綱」(平成26年4月1日25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙1の第5の1の事業計画書及び2の活動計画書
- (2)多面法第3条第3項第2号に規定する事業を行う場合は、「中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用」(平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知)参考様式第4号の1事業計画書及び2活動計画書(別紙様式1)、別紙様式2～7のうち事業の申請に必要なもの
- (3)多面法第3条第3項第3号に規定する事業を行う場合は、「環境保全型農業直接支払交付金交付要領」(平成23年4月1日22生産第10954号農林水産省生産局長通知)の共通様式第2号の事業計画書、共通様式第3号の活動計画書

別紙

地区の概要

(注) 以下、(多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払)をそれぞれ(多面支払、中山間直払、環境直払)と一部で表示

1. 活動期間

	活動開始年度 (計画認定年度)	活動終了年度
農地維持支払	年度	年度
資源向上支払(共同)	年度	年度
資源向上支払(長寿命化)	年度	年度
中山間地域等直接支払	年度	年度
環境保全型農業直接支払	年度	

該当なし

2. 実施区域内的の農用地、施設

協定農用地面積 又は認定農用地 面積(※1)						うち遊休農 地面積
	田	畑	草地	採草放牧地	計	
多面支払	a	a	a		a	a
中山間直払	a	a	a	a		
	傾斜	傾斜	傾斜	傾斜	a	a
取組 面積 (※2)	環境直払					a

農業施設 (多面支払)	水路	農道	ため池
		km	km
うち、資源向上支 払(長寿命化)の 対象施設	km	km	箇所

3. 実施区域位置図 別添「実施区域位置図」のとおり

【記載要領】

※1 多面支払の認定農用地は、集落が管理する農用地を記載する。

※2 環境保全型農業直接支払に取り組む場合は、環境保全型農業直接支払交付金交付等要領別紙第2の1の(2)活動計画書のIVの4の交付金額の取組面積の合計を記載するものとする

(別添)

実施区域位置図

組織名称:

1号事業(多面支払) 2号事業(中山間直払) 3号事業(環境直払)

該当なし

10 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

(注) 権利の移転等を伴う農地転用等の特例を必要とする場合に記載し、別途「所有権移転等促進計画」を作成すること。

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※3) <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="262 635 954 775">① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3) <li data-bbox="262 775 954 916">② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4) <li data-bbox="262 916 954 1051">③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5) 	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; display: inline-block;"> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">該当なし</p> </div>	
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="262 1145 954 1286">① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6) <li data-bbox="262 1286 954 1418">② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7) 		

- ※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第10項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。
- ※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第10項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。
また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。
- ※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第10項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。
- ※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第10項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。
- ※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。
- ※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
- ※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

11 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

目標の達成状況の評価については、施設整備後から毎年度、事業実施主体の八千代市によるモニタリングを行い、目標の達成状況について検証する。また、有識者・地域農産物関係者・テナント・指定管理者等を含めた協議会においても検証・評価を行い、その結果を公表する。具体的な達成状況の評価は下記の区分に応じ当該各号に定める手法で行う。

- ア 交流人口の増加 令和9年4月～令和12年3月の指定管理者の行う指定管理事業及び自主事業の参加者の人数の合計(参加者リストを利用)
令和9年4月～令和12年3月のテナントのレジ通過者数の合計(POSデータを利用)
- イ 地域産物の販売額の増加 令和9年4月～令和12年3月のテナントの売上高(POSデータを利用)
- ウ 地区農産資源を活用した新商品開発(任意指標)

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第6号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内的の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第7条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、交付金交付に係る実施要領の定めるところによるものとする。